

1. 支給決定とは？

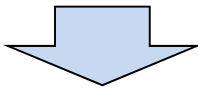
【根拠：障害者総合支援法】

障害者からの障害福祉サービスなどの利用申請に対し、

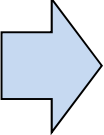
- (1) サービスを支給するかどうか
- (2) 支給する場合、どのような種類のサービスを、どれだけの支給量をもって支給するかという決定

2. 今回、策定する支給決定基準とは？

障害者総合支援法では、この支給決定を行うに当たり、障害支援区分や心身の状況、介護を行う者の状況、サービスの利用に関する意向などを勘案して、サービス支給の要否やサービスの種類・支給量を決めるよう定めているのみで、それ以上の具体的な基準については定めていない。



そのため、厚生労働省は、事務処理要領において、「市町村は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」と示している。

- 
- 市川市においては、支給決定に当たり、サービスごとに、対象者の条件や支給量の目安となるものは決めていたが、これを『支給決定基準』という形式で整備していなかった。
 - 障害者数やサービス利用者が増加傾向にある中で、支給決定について透明性を高めるとともに、より公平で適正な支給決定を行うため、
 - (1) 支給決定に関する基本的な取扱を、「市川市障害福祉サービス等の支給決定に関する要綱」として定め、
 - (2) サービスの対象者や支給量の上限などの具体的な基準を、「市川市障害福祉サービス等支給決定基準」として整備することとした。

3. 支給決定に関する要綱（基本的な取扱）の概要

要綱においては、支給決定に関する基本的な取扱として、主に次のような項目を定める。

【(1) 支給決定基準策定に関する基本方針】

具体的な基準策定に当たっての考え方、基準ではどのような内容を定めるかなど

【(2) 非定型的な支給決定の取扱い】

個々の障害者の事情に応じ、支給決定基準とは異なる支給決定（非定型的な支給決定）を行う必要がある場合の取扱いを定める。

【(3) 支給決定会議】

支給決定に当たり、担当者や支援者が集まり意見交換を行う支給決定会議を開催する。

4. 支給決定基準（具体的な基準）の概要

支給決定の際の考え方、サービスごとの対象者の条件、支給量の上限など、支給決定に関する具体的な基準を定める。

基準を定めるサービスの種類は次のとおり。

- (1) 障害福祉サービス（15種類）
- (2) 地域相談支援（2種類）・計画相談支援
- (3) 地域生活支援事業（4種類）

ア. 基本的な考え方

- ① 支給決定基準は、これまでの支給量をできるだけ保障することを基本とする。
- ② 支給基準量は、基準の範囲内で必要な支給量を勘案するもので、一律に支給するものではない。
- ③ 支給決定基準をそのまま適用することが適当でない場合、乖離している場合は、支給決定会議で意見を聴く。
- ④ 支給決定基準は恒久的なものではなく、法令、通達、支給実績などを勘案し、必要に応じて変更する。

イ. サービスの内容と支給対象者、支給決定期間

サービスの内容、サービスを利用することができる対象者の条件、支給決定の期間を設定

※ 従来への運用・取扱を明記

ウ. サービスの支給基準量

サービスごとの支給量の基準を設定（例：1ヶ月当たり〇時間までなど）

※ 従来への運用・取扱を明記

※ 訪問系サービスの支給量の基準は、「国庫負担基準」をベースにして設定

（国庫負担基準：国の費用負担の上限を国がサービスごとに定めた基準）

※ 厚生労働省は、国庫負担基準について「国から市町村に対する費用負担の基準であって、個々の利用者に対する支給量の上限となるものではない」旨を示しており、

各市町村は、必要に応じて国庫負担基準を超える支給量の決定や上限設定を行っている。

※ 本市においても、単身生活者などは国庫負担基準を超える基準を設定

ポイント

1. 支給決定会議（前記3の(3)）
 - ・・・より公平で適正な支給決定を行うため支給決定会議を新設
2. 支給基準量（前記4のウ）
 - ・・・障害者支援の観点から単身生活者などは国庫負担基準を上回る基準設定

5. 施行日、経過措置など

【施行日】

平成31年4月1日

【経過措置】

- ・ 施行日以後に受け付ける申請分から適用
- ・ 現に支給決定を受けている利用者については、次回支給決定（更新）の際に今回の基準を適用